

# 山梨県公報

第千四百五十六号

平成十六年

三月一日

月 曜 日

## 目次

### 告示

保安林の指定の解除……………一三三  
道路の区域変更(四件)……………一三三

### 公告

平成十六年度前期技能検定の実施……………一三四  
平成十六年度全期(二級、基礎一級及び基礎二級)技能検定の実施……………一三六  
経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等……………一三七  
落札者等の決定について……………一三〇  
平成十六年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施……………一三〇  
開発行為に関する工事の完了について……………一三〇  
公安委員会……………一三〇

高速自動車国道中央自動車道等の自動車の通行禁止制限その他の交通規制の一部改正……………一三一

## 告示

### 山梨県告示第九十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成十六年三月一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

#### 一 解除に係る保安林の所在場所

北巨摩郡大泉村西井出字石堂八二四〇の八六一、八二四〇の八六一・八二四〇の二八二一・八二四〇の二八二二・八二四〇の二九六一(以上四筆について、次の図に示す部分に限る。)、八二四〇の五二〇四、八二四〇の五二一九、八二四〇の五二二三、八二四〇の六七六七、八二四〇の七二〇二

#### 二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び大泉村役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第九十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十六年三月二十二日まで一般の縦覧に供する。  
平成十六年三月一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 増富若神子線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
北巨摩郡須玉町大字小尾字濱井場五七六九番の三地从先から 北巨摩郡須玉町大字小尾字濱井場五七七四番の三地从先まで	六・〇 二〇・〇	六・〇 一三・〇	一〇七・〇	一〇七・〇

### 山梨県告示第九十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十六年三月二十二日まで一般の縦覧に供する。  
平成十六年三月一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 葦崎増富線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		延長 (メートル)
	旧	新	
北巨摩郡須玉町大字小尾字濱井場五七七四番の三地先から 北巨摩郡須玉町大字小尾字濱井場五七六九番の三地先まで	六・〇〇	六・〇〇	一〇七・〇
	一三・〇〇	二〇・〇〇	

山梨県告示第九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十六年三月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年三月一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 桐原藤野線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		延長 (メートル)
	旧	新	
北都留郡上野原町大字桐原字和田原六五六八番の一地先から 北都留郡上野原町大字桐原字和田原六五一〇番の一地先まで	八・六〇	一一・八〇	一一二・〇
	五七・〇〇	五七・〇〇	

山梨県告示第九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十六年三月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年三月一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

区 間	旧新の別		延長 (メートル)
	旧	新	
北巨摩郡小淵沢町大字上笹尾字夏秋二五五三番の一地先から 北巨摩郡小淵沢町大字上笹尾字夏秋二五五二番の三地先まで	一六・〇〇	一七・〇〇	二九・〇
	一八・六〇	二〇・〇〇	

公 告

●平成十六年度前期技能検定の実施

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公告する。

平成十六年三月一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 実施職種

1 一級及び二級

園芸装飾、造園、金属熱処理（一般熱処理に係るものに限る。）、機械加工（普通旋盤、フライス盤、ボール盤、ジグ中ぐり盤、平面研削盤、円筒研削盤、ホブ盤、数値制御旋盤、数値制御フライス盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、放電加工、金属プレス加工、鉄工（構造物鉄工に係るものに限る。）、建築板金、工場板金、仕上げ、切削工具研削、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て（回転電機組立て、配電盤・制御盤組立て及び回転電機巻線製作に係るものに限る。）、産業車両整備、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、プラスチック成形（射出成形に係るものに限る。）、強化プラスチック成形、石材施工、とび、左官、ブロック建築、タイル張り、畳製作、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事、シーリング防水工事及びFRP防水工事に係るものに限る。）、内装仕上げ施工、熱絶縁施工（保温保冷工事に係るものに限る。）、サッシ施工、貴金属装身具製作、表装、塗装（建築塗装、金属塗装、噴霧塗装に係るものに限る。）、広告美術仕上げ、写真、商品装飾展示及びフラワー装飾

2 三級

園芸装飾、造園、金属熱処理（一般熱処理に係るものに限る。）、機械加工、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、とび、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ、写真及び商品装飾展示

3 単一等級

コンクリート積みブロック施工、路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカー工事に係るものに限る。）

二 試験の方法

実技試験及び学科試験

三 日程等

1 実技試験

実施期日

平成十六年六月十四日（月）から同年九月五日（日）までの間において、別に山梨県職業能力開発協会が指定する日を行う。

実施場所

別に山梨県職業能力開発協会から受検者に通知する。

(三) 問題の公表

平成十六年六月七日（月）に山梨県職業能力開発協会（甲府市大津町二千百三十番地の二）の掲示板に掲示する。ただし、一部の職種については公表しない。

2 学科試験

実施期日

平成十六年八月一日（日）

検 定 職 種

実 施 期 日

三級 園芸装飾、造園、機械加工、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、とび、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ及び商品装飾展示

1 一級及び二級

造園、金属熱処理、機械加工、金属プレス加工、産業車両整備、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工及び塗装

2 単一等級

コンクリート積みブロック施工

3 三級

金属熱処理

平成十六年八月十二日（日）

一級及び二級

園芸装飾、鉄工、ダイカスト、電子機器組立て、建設機整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、左官、畳製作、内装仕上げ施工、貴金属装身具製作、広告美術仕上げ及び商品装飾展示

一級、二級及び三級  
写真

平成十六年九月一日（水）

1 一級及び二級

放電加工、建築板金、工場板金、仕上げ、切削工具研削、電気機器組立て、強化プラスチック成形、石材施工、ブロック建築、タイル張り、熱絶縁施工、表装及びフラワー装飾

平成十六年九月五日（日）

2 単一等級

路面標示施工

(二) 実施場所

甲府市大津町二千百三十番地の二 山梨地域職業訓練センター

四 受検申請の手続

1 提出書類

技能検定受検申請書

2 試験手数料

実技試験

(一) 一級、二級、三級(2)の表に該当する者を除く。及び単一等級

検 定 職 種

手 数 料

園芸装飾、造園、金属熱処理、機械加工、放電加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、仕上げ、切削工具研削、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、産業車両整備、建設機整備、家具製作、建具製作、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、とび、左官、ブロック建築、コンクリート積みブロック施工、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、貴金属装身具製作、表装、塗装、路面標示施工、広告美術仕上げ、写真、商品装飾展示及びフラワー装飾

一万五千七百円

婦人子供服製造

一万三千元

(2) 三級（山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例（平成十二年山梨県条例第十九号）別表四の項に規定する高等学校に在学する者に限る。）

検 定 職 種	手 数 料
園芸装飾、造園、金属熱処理、機械加工、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、とび、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ、写真及び商品装飾展示	一万五百円

(二) 学科試験

三千百円

3 手数料の納付方法

実技試験の手数料（四の2の(一)に定められた額）及び学科試験の手数料は、技能検定受検申請書（以下、「申請書」という。）に添えて納付すること。なお、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は、還付しない。

4 受付期間

平成十六年四月五日（月）から十六日（金）まで

5 提出先

甲府市大津町二千百三十番地の二 山梨地域職業訓練センター内 山梨県職業能力開発協会（電話〇五五 二四三 四九一六）

6 その他

(一) 申請書の用紙及び受検案内は、山梨県職業能力開発協会に交付する。なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に、「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒（あて先を記入し、八十円切手をはったもの）を同封すること。

(二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に、「技能検定受検申請書 在中」と朱書きすること（受付期間内の消印のあるもの限り受け付ける。）。なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。

五 合格発表等

1 合格者の発表

合格者の氏名は、平成十六年九月一日（水）（金属熱処理及び写真を除く3級職種）、平成十六年十月五日（火）に県庁東側の掲示板に掲示するほか、合格者には、書面で通知する。なお、実技試験又は学科試験のいずれか一方に合格した者には、書面で通知する。

2 合格証書等の交付

一級又は単一等級の合格者には厚生労働大臣の合格証書を、二級又は三級の合格者には山梨県知事の合格証書を交付する。また、すべての合格者に技能士章を交付する。

六 その他

技能検定について不明な点は、山梨県商工労働観光部職業能力開発課又は山梨県職業能力開発協会に問い合わせること。

● 平成十六年度全期（三級、基礎一級及び基礎二級）技能検定の実施

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定に基づき、平成十六年度全期（三級、基礎一級及び基礎二級）技能検定の実施について次のとおり公告する。

平成十六年三月一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 実施職種等

1 実施職種

さく井、鑄造、鍛造、機械加工（普通旋盤及びフライス盤に係るものに限る。）、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めつき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全（機械系保全に係るものに限る。）、電子機器組立て、電気機器組立て（回転電機組立て、変圧器組立て、配電盤・制御盤組立て、開閉制御器具組立て、回転電機巻線製作作業に係るものに限る。）、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色（糸浸染に係るものに限る。）、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、塗装、塗装及び工業包装

2 受検資格

1に掲げる職種のうち三級の試験については、当該職種に係る基礎一級又は基礎二級に合格した者に限り受け付けることができるものとする。

二 試験の方法  
実技試験及び学科試験

三 日程等

1 実技試験

実施期日

山梨県職業能力開発協会が指定する日に行つて。

実施場所

山梨県職業能力開発協会から受検者に通知する。

(三) 問題の公表

あらかじめ受検申請者に送付する。

2 学科試験

実施期日

山梨県職業能力開発協会が指定する日に行つて。

実施場所

甲府市大津町二千百三十番地の二 山梨地域職業訓練センター

四 受検申請の手続

1 提出書類

(一) 技能検定受検申請書

(二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

2 試験手数料

(一) 実技試験

検 定 職 種	手 数 料
さく井、鑄造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めつき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装及び工業包装	一万五千七百円
機械検査及び婦人子供服製造	一万三千元

(二) 学科試験

三千百円

3 手数料の納付方法

実技試験の手数料(四の2の(一)に定められた額)及び学科試験の手数料は、技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)に添えて納付すること。なお、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は、還付しない。

4 受付期間

随時

5 提出先

甲府市大津町二千百三十番地の二 山梨地域職業訓練センター内 山梨県職業能力開発協会(電話〇五五 二四三 四九一六)

6 その他

(一) 申請書の用紙及び受検案内は、山梨県職業能力開発協会に交付する。なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書し、返信用封筒(あて先を記入し、八十円切手をはったもの)を同封すること。

(二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。

五 合格発表等

1 合格者の発表

合格者には、山梨県職業能力開発協会が書面で通知する。

2 合格証書等の交付

合格者には、山梨県知事の合格証書を交付する。

六 その他

技能検定について不明な点は、山梨県商工労働観光部職業能力開発課又は山梨県職業能力開発協会に問い合わせること。

● 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等

建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号。以下「規則」という。)第十九条の六第一項及び第二十一条の二第一項の規定により、平成十六年三月一日から平成十七年三月三十一日までの間に行つて建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」とい

う。(第二十七条の二十四第一項の規定による経営規模等評価の申請及び法第二十七条の二十九第一項の規定による総合評定値の請求の時期及び方法を次のとおり定められたで公示する。

平成十六年三月一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

第一 申請の時期及び方法

一 申請時期

経営規模等評価の申請をしようとする者及び経営規模等評価の申請と総合評定値の請求を同時にしようとする者(以下「同時申請者等」という。)の申請時期は、知事が経営規模等評価受付票(以下「受付票」という。)により指定した日時とし、総合評定値の請求のみをしようとする者(以下「別途請求者」という。)の申請時期は、月曜日から金曜日までの間(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日、十二月二十九日から三十一日までの日並びに一月二日及び三日を除く。第六において「通常の業務日」という。)とする。

二 申請方法

1 同時申請者等の申請方法

- (一) 同時申請者等は、法第十一条第二項の規定により同項に規定する書類を提出した後に、申請日時等の指定がある受付票の交付を受けること。
- (二) (一)にかかわらず、新たに法第三条に基づく建設業の許可を受けた者で、当該許可後の営業年度終了の日より前の日に申請をしようとするものは、当該許可後速やかに、申請日時等の指定がある受付票の交付を受けること。
- (三) 同時申請者等は、受付票により指定された場所にその受付票及び申請に必要な書類を持参すること。

2 別途請求者の申請方法

別途請求者は、法第二十七条の二十六第二項の規定により同項に規定する申請書を提出した後に、土木部土木総務課分室に請求に必要な書類を持参すること。

第二 申請に必要な書類

一 申請書及び添付書類

- 1 規則別記様式第二十五号の十一による経営規模等評価申請書及び総合評定値請求書(別途請求者にあつては総合評定値請求書に限る。)
- 2 規則別記様式第二号の二による工事経歴書(経営規模等評価の申請をする場合に限る。)
- 3 規則別記様式第二十五号の十による経営状況分析結果通知書(総合評定値の請求をする場合に限る。)

4 法第二十七条の二十六第四項の規定により提出を求め次に掲げる書類

(一) 同時申請者等の提出書類

- 審査基準日における技術職員以外の職員名簿
- 審査手数料収入証紙貼付書
- 審査基準日の翌日から十四日以内に発行された健康保険・厚生年金保険加入証明書
- 審査基準日における加入状況を示す建設業国民健康保険加入及び事業所証明書
- 審査基準日における加入状況を示す建設業退職金共済制度加入証明書
- 審査基準日における加入状況を示す退職一時金制度加入証明書(労働基準監督署の受付印のある就業規則で、退職一時金についての定めがあるものを提示する場合を除く。)
- 審査基準日における加入状況を示す企業年金制度加入証明書
- 審査基準日における加入状況を示す法定外労働災害補償制度加入証明書
- 審査対象営業年度の消費税納税証明書(その一)

(二) 別途請求者の提出書類

審査手数料収入証紙貼付書

二 法第二十七条の二十六第四項の規定により提示を求め次に掲げる書類

1 同時申請者等の提示書類

- 申請時点で有効な建設業許可通知書及びその許可に係る申請書の副本
- 法第十一条の規定により届け出し、又は提出した変更届出書又は書面(同条第二項に規定する書類を除く。)
- 申請日の直前に提出した法第十一条第二項に規定する書類の副本
- 法第十二条の規定により届け出た廃業等の届出書

規則別記様式第二十五号の十による経営状況分析結果通知書(経営規模等評価の申請のみをしようとする場合に限る。)

前回の経営事項審査申請書又は経営規模等評価申請書の副本

審査対象営業年度の法人税又は所得税の確定申告書控え

審査対象営業年度の消費税確定申告書控え

審査基準日における給料の支払い状況を示す所得税源泉徴収簿及びその前年の

所得税源泉徴収簿

工事経歴書に記載されている工事のうち審査対象業種(この工事(以下「審査対象業種工事」という。)に係る工事請負契約書又は下請基本契約書、注文書及び

請書の写し)

審査対象業種工事に係る竣工時工事カルテ受領書

審査対象業種工事に係る施工体制台帳及び施工体系図

審査基準日における加入状況を示す労働災害保険申告書

審査基準日における加入状況を示す雇用保険申告書

審査基準日における加入状況を示す健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書

社会保険事務所の受付印のある健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書

社会保険事務所の受付印のある健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書

建設業経理事務士の合格証

## 2 別途請求者の提示書類

第二の一の1の総合評定値請求書と審査基準日を同じくする経営規模等評価申請書副本で土木総務課の受付印のあるもの

## 三 申請書用紙の取扱先

社団法人山梨県建設業協会 甲府市丸の内一丁目十四番十九号 電話〇五五二三五 四四二一

## 第二 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の手数料

### 一 手数料

1 経営規模等評価の申請に係る手数料は、八千円と二千三百円に評価に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額

2 総合評定値の請求に係る手数料は、四百円と二百円に通知に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額

### 二 納付方法

審査手数料収入証紙貼付書に山梨県収入証紙をはり付けること。

## 第四 経営規模等評価の結果及び総合評定値の通知

経営規模等評価の結果又は経営規模等評価の結果及び総合評定値の通知は、規則別記様式第二十五号の十二により配達記録郵便により通知する。

## 第五 再審査並びに再申請及び再請求

### 一 再審査

1 経営規模等評価の結果について異議があるときは、当該経営規模等評価の結果の通知を受けた日から三十日以内に限り、次に掲げる書類を知事に提出して再審査を申し立てることができる。なお、経営規模等評価の結果及び総合評定値を通知したときは、再審査の申立てについても経営規模等評価の結果及び総合評定値

を通知する。この場合においては、総合評定値の請求に係る手数料は、納付することを要しない。

(一) 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し

(二) 規則別記様式第二十五号の十一による経営規模等評価再審査申立書

(三) 第二に掲げる書類のうち異議のある審査項目を確認するために必要な書類

2 経営事項審査の基準その他の評価方法（経営規模等評価に係るものに限る。）が改正された場合であつて、当該改正前の評価方法に基づく経営規模等評価の結果の通知を受けているときは、当該改正の日から百二十日以内に限り、次に掲げる書類を知事に提出して再審査を申し立てることができる。なお、経営規模等評価の結果及び総合評定値を通知したときは、再審査の申立てについても経営規模等評価の結果及び総合評定値を通知する。この場合においては、総合評定値の請求に係る手数料は、納付することを要しない。

(一) 経営規模等評価結果通知書の写し

(二) 規則別記様式第二十五号の十一による経営規模等評価再審査申立書

## 二 再申請及び再請求

1 同時申請者等又は別途請求者（以下「申請者」という。）の誤記載による経営規模等評価の再申請及び総合評定値の再請求は、当該経営規模等評価の結果の通知を受けた日から三十日以内に限り、次に掲げる書類を知事に提出して行うことができる。この再申請及び再請求を行う場合は、第三に規定する手数料を納付しなければならない。

(一) 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し

(二) 規則別記様式第二十五号の十一による経営規模等評価申請書及び総合評定値請求書

(三) 第二に掲げる書類のうち訂正となる審査項目を確認するために必要な書類

2 申請者の虚偽記載による経営規模等評価の再申請及び総合評定値の再請求は次に掲げる書類を知事に提出して行わなければならない。この再申請及び再請求を行う場合は、第三に規定する手数料を納付しなければならない。

(一) 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し

(二) 規則別記様式第二十五号の十一による経営規模等評価申請書及び総合評定値請求書

(三) 第二に掲げる書類のうち訂正となる審査項目を確認するために必要な書類

## 第六 その他

一 国土交通大臣の許可を受けた者で、経営規模等評価の申請又は総合評定値の請求をしようとするものは、規則第十九条の六第二項又は第二十一条の二第三項の規定

により、通常の業務日において土木部土木総務課分室に当該申請又は請求に必要な書類を持参すること。

二 詳細については、土木総務課建設担当（電話〇五五 二二三 一八四三）に問い合わせること。

● 落札者等の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十六年三月一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 随意契約に係る業務等の名称及び数量

山梨県電子入札システム及び公共事業総合管理システム開発業務 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県土木部土木総務課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 随意契約の相手方を決定した日

平成十五年十二月二十四日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

日本電気株式会社・株式会社 Y S K e c o m ・エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社山梨県電子入札・公共事業総合管理システム開発共同企業体 山梨

県甲府市相生二丁目三番十六号

五 随意契約に係る契約金額

三億千三百六十六万六千五百円

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第

三百七十二号）第十条第一項第一号に該当

● 平成十六年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、平成十六年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。なお、試験の実施に関する事務は、

同法第十五条の十七第一項の規定により、山梨県指定試験機関である財団法人建築技術

教育普及センターに行わせる。

平成十六年三月一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 試験日時

1 学科の試験

二級建築士 平成十六年七月四日（日）午前十時から午後五時十分まで

木造建築士 平成十六年七月二十五日（日）午前十時から午後五時十分まで

2 設計製図の試験

二級建築士 平成十六年九月二十六日（日）午前十一時三十分から午後四時まで

木造建築士 平成十六年十月十日（日）午前十一時三十分から午後四時まで

二 試験場所

甲府市酒折二丁目四番五号 山梨学院大学十六号館

ただし、二級建築士の学科の試験の試験場所は、甲府市塩部二丁目七番一号甲府工

業高等学校とする。

三 受験申込手続

1 受験申込期間

平成十六年四月十二日（月）から十六日（金）までの午前十時から午後四時まで

2 受験申込書の請求先

甲府市丸の内一丁目十四番十九号 山梨県建設会館四階建築士会事務所

なお、受験申込用紙は、平成十六年四月五日（月）から配布する。

3 受験申込書の提出先

甲府市丸の内一丁目十四番十九号 山梨県建設会館五階会議室

四 合格者の発表

平成十六年十一月九日（木）を予定している。なお、学科の試験については、同年

九月七日（火）を予定している。

五 その他

設計製図の課題は、平成十六年六月二十三日（水）から財団法人建築技術教育普及

センターの各支部及び山梨県建築士会の事務所に掲示する予定である。また、学科の

試験当日に、試験場に掲示する。

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に

関する工事は、完了した。

平成十六年三月一日

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

山梨県知事 山 本 栄 彦



- 中巨摩郡昭和町清水新居字南河原一三四〇、一三四一の一及び二三九三の一
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
北巨摩郡双葉町下今井千七百三十四番地二 有限会社エスパワーコーポレーション  
代表取締役 奥石秀樹

### 公安委員会

#### 山梨県公安委員会告示第十号

高速自動車国道中央自動車道等の自動車の通行禁止制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十五号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成十六年三月一日

山梨県公安委員会

委員長 鶴 田 美 枝

#### 別表第一中

一〇八	中部横断自動車道（白根インターチェンジランプウェイ）	山梨県中巨摩郡白根町大字在家塚字横堀一、五五六番地先から山梨県中巨摩郡白根町大字西野字西原二、〇〇四番地の一先まで（本線流出ランプウェイ）（六〇八・ハメートル）	自動車	終日	高速	平成一四年三月二八日告示第一七号
一〇九	中部横断自動車道（白根インターチェンジランプウェイ）	山梨県中巨摩郡白根町大字西野字西原二、〇〇四番地の一先から山梨県中巨摩郡白根町大字在家塚字横堀一、五五六番地先まで（本線流入ランプウェイ）（七五五メートル）	自動車	終日	高速	平成一四年三月二八日告示第一七号

一〇八	中部横断自動車	山梨県南アルプス市在	自動車	終日	高速	平成一六年
-----	---------	------------	-----	----	----	-------

一〇九	中部横断自動車道（白根インターチェンジランプウェイ）	山梨県南アルプス市西野二、〇〇四番地の一先から山梨県南アルプス市在家塚一、五五六番地先まで（本線下り線流入ランプウェイ）（七九五メートル）	自動車	終日	高速	平成一六年三月一日告示第一〇号
-----	----------------------------	---	-----	----	----	-----------------

一一三	中央自動車道 富士吉田線 大月インターチェンジランプウェイ	大月市大月町大字花咲字前田一、九五一番地先から大月市大月町大字花咲字日向一、九一番地の二先まで（大月インターチェンジトールゲート東側から富士吉田線本線下り線合流部まで）（三二五メートル）	自動車	終日	高速	平成一五年三月六日告示第一五号
-----	-------------------------------------	---	-----	----	----	-----------------

一一三	中央自動車道 富士吉田線 大月インターチェンジランプウェイ	大月市大月町大字花咲字前田一、九五一番地先から大月市大月町大字花咲字日向一、九一番地の二先まで（大月インターチェンジトールゲート東側から富士吉田線本線下り線合流部まで）（三二五メートル）	自動車	終日	高速	平成一五年三月六日告示第一五号
-----	-------------------------------------	---	-----	----	----	-----------------

一一四	中部横断自動車道(白根インターチェンジランブウェイ)	山梨県南アルプス市在家塚一、四二番地の二先から山梨県南アルプス市在家塚一、四四番地の三先まで(本線上り線流入ランブウェイ)(一六五メートル)	自動車	終日	高速	平成一六年三月一日 告示第一〇号
一一五	中部横断自動車道(白根インターチェンジランブウェイ)	山梨県南アルプス市在家塚一、四二番地の二先から山梨県南アルプス市在家塚一、四二番地の二先まで(本線上り線流出ランブウェイ)(五一〇メートル)	自動車	終日	高速	平成一六年三月一日 告示第一〇号
一一六	中部横断自動車道(南アルプスインターチェンジランブウェイ)	山梨県南アルプス市十五所二八六番地の二先から山梨県南アルプス市吉田六三九番地の二先まで(本線上り線流出ランブウェイ)(一六五メートル)	自動車	終日	高速	平成一六年三月一日 告示第一〇号
一一七	中部横断自動車道(南アルプスインターチェンジランブウェイ)	山梨県南アルプス市吉田六四二番地の一先から山梨県南アルプス市十五所二七六番地の三先まで(本線下り線流入ランブウェイ)(四五メートル)	自動車	終日	高速	平成一六年三月一日 告示第一〇号

に改める。

別表第二中

一六五	山梨県中巨摩郡白根町大字在家塚字横堀一、五五六番地先(白根インターチェンジ)	中部横断自動車道白根インターチェンジ	自動車	終日	高速	平成一四年三月二八日 告示第一七号
-----	--	--------------------	-----	----	----	----------------------

	ジ克蘭ブウェイと中部横断自動車道下り線との合流部)	エンジ方面から双葉ジャンクシヨン方面へ				号
--	---------------------------	---------------------	--	--	--	---

一六五	山梨県南アルプス市在家塚一、五五六番地先(白根インターチェンジランブウェイと中部横断自動車道下り線との合流部)	白根インターチェンジ方面から双葉ジャンクシヨン方面へ	自動車	終日	高速	平成一六年三月一日 告示第一〇号
-----	---	----------------------------	-----	----	----	---------------------

一六八	大月市大月町大字花咲字日向一、九一一番地の二先(本線下り線と大月インターチェンジランブウェイとの合流部)	本線下り線東京方面から河口湖方面へ	自動車	終日	高速	平成一五年三月六日 告示第一五号
-----	--	-------------------	-----	----	----	---------------------

一六八	大月市大月町大字花咲字日向一、九一一番地の二先(本線下り線と大月インターチェンジランブウェイとの合流部)	本線下り線東京方面から河口湖方面へ	自動車	終日	高速	平成一五年三月六日 告示第一五号
-----	--	-------------------	-----	----	----	---------------------

一六九	山梨県南アルプス市在家塚一、四二番地の二先(白根インターチェンジランブウェイとDランブウェイとの合流部)	本線上り線流出部から白根料金所方面へ	自動車	終日	高速	平成一六年三月一日 告示第一〇号
-----	--	--------------------	-----	----	----	---------------------

一七〇	山梨県南アルプス市在家塚一、四二番地の二先(白根インターチェンジDランブウェイとBランブウェイとの合流部)	本線下り線流出部から白根料金所方面へ	自動車	終日	高速	平成一六年三月一日 告示第一〇号
-----	---	--------------------	-----	----	----	---------------------

に改める。  
別表第三中

一七二	山梨県南アルプス市在家塚一、四四四番地の三先(中部横断自動車道)と白根インターチェンジAランプウェイとの合流部)	双葉ジャンクション方面から南アルプスインターチェンジ方面へ	自動車	終日	高速	平成一六年三月一日告示第一〇号
一七三	山梨県南アルプス市在家塚一、五五六番地先(中部横断自動車道)と白根インターチェンジCランプウェイとの合流部)	南アルプスインターチェンジ方面から双葉ジャンクション方面へ	自動車	終日	高速	平成一六年三月一日告示第一〇号
一七四	山梨県南アルプス市十五所二七六番地の三先(南アルプスインターチェンジCランプウェイと中部横断自動車道)と中部横断自動車道下り線との合流部)	南アルプス料金所から白根インターチェンジ方面へ	自動車	終日	高速	平成一六年三月一日告示第一〇号
一五一	中部横断自動車道	山梨県北巨摩郡双葉町大字竜地字着物沢四、九七一番地の五先から山梨県中巨摩郡白根町大字在家塚字芝原二、四八九番地先までの中部横断自動車道)と中部横断自動車道下り線との合流部)	自動車	七〇(ただし、異常気象時は五キロメートル毎時とする)	高速	平成一四年三月二十八日告示第一七号

一五三	中部横断自動車道	山梨県中巨摩郡白根町大字在家塚字芝原二、四八九番地先から山梨県中巨摩郡白根町大字在家塚字横堀一、五三四番地先までの中部横断自動車道)と中部横断自動車道下り線との合流部)	自動車	五〇	高速	平成一四年三月二十八日告示第一七号
一五四	白根インターチェンジAランプウェイ	山梨県中巨摩郡白根町大字在家塚字横堀一、五三四番地先から山梨県中巨摩郡白根町大字西野字西原二、〇〇四番地の一先まで(上り線本線流出ランプウェイ)	自動車	三〇	高速	平成一四年三月二十八日告示第一七号
一五五	白根インターチェンジAランプウェイ	山梨県中巨摩郡白根町大字西野字西原二、〇〇四番地の一先から山梨県中巨摩郡白根町大字在家塚字横堀一、五四六番地先まで(下り線本線流入ランプウェイ)	自動車	三〇	高速	平成一四年三月二十八日告示第一七号
一五六	中部横断自動車道	山梨県中巨摩郡白根町大字在家塚字横堀一、五四六番地先から山梨県中巨摩郡白根町大字在家塚字芝原二、四七六番地先までの中部横断自動車道)と中部横断自動車道下り線との合流部)	自動車	五〇	高速	平成一四年三月二十八日告示第一七号
一五七	中部横断自動車道	山梨県中巨摩郡白根町大字在家塚字芝原二、四七六番地先から山梨県北巨摩郡双葉町大字下今井字登ノ越一、九〇八番地先までの中部横断自動車道)と中部横断自動車道下り線との合流部)	自動車	七〇(ただし、異常気象時は五キロメートル毎時とする)	高速	平成一四年三月二十八日告示第一七号

一五六	削除	白根インターチェンジ 白根市、西野二、〇〇四番地の二先から山梨県南アルプス市在家塚一、五五六番地先まで（下り線本線流入ランプウェイ）	七九五	自動 車	三〇	高速	平成一六年三月一日 告示第一〇号
一五四	削除	白根インターチェンジ 山梨県南アルプス市在家塚一、五三三番地の二先から山梨県南アルプス市西野二、〇〇四番地の二先まで（上り線本線流出ランプウェイ）	四七〇	自動 車	三〇	高速	平成一六年三月一日 告示第一〇号
一五三	削除					高速	平成一四年三月二八日 告示第一七号
一五二	中部横断自動車道	山梨県北巨摩郡双葉町大字竜地字着物沢四、九七一番地の五先から山梨県南アルプス市十五所一七一番地の四先まで中部横断自動車道上り線	八、七 三、一	自動 車	七〇（ただし異常気象時は五等キロメートル毎時とする）	高速	平成一六年三月一日 告示第一〇号

一六四	中央自動車道	大月市大月町大字真木字原平七六六番地の二先から大月市大月町大字花咲字宮ノ東二二番地先まで（大月ジャンクションDランプウェイとの分岐部から大月インターチェンジトールゲート東側合流部まで）	一、四 二、六	自動 車	四〇	高速	平成一五年三月六日 告示第一五号
一五七	中部横断自動車道	山梨県南アルプス市吉田七二〇番地の三先から山梨県北巨摩郡双葉町大字下今井字登ノ越一、九〇八番地先まで中部横断自動車道下り線	八、九 七、八	自動 車	七〇（ただし異常気象時は五等キロメートル毎時とする）	高速	平成一六年三月一日 告示第一〇号

一六九	中部横断自動車道	山梨県南アルプス市吉田六四二番地の一先から山梨県南アルプス市十五所二七六	四〇五	自動車	三〇	高速	平成一六年三月一日告示第一〇号
一六八	中部横断自動車道	山梨県南アルプス市十五所二八六番地の二先から山梨県南アルプス市吉田六三九番地の二先まで上り線(南アルプスインターチェンジ上り線本線流出Bランプブウエイ)	一六五	自動車	三〇	高速	平成一六年三月一日告示第一〇号
一六七	中部横断自動車道	山梨県南アルプス市十五所一七一番地の四先から山梨県南アルプス市十五所二八六番地の二先まで中部横断自動車道上り線	五七六	自動車	五〇	高速	平成一六年三月一日告示第一〇号
一六六	中部横断自動車道	山梨県南アルプス市在家塚一、四一二番地の二先から山梨県南アルプス市在家塚一、四一二番地の二先まで下り線(白根インターチェンジ下り線本線流出Dランプウエイ)	五一〇	自動車	三〇	高速	平成一六年三月一日告示第一〇号
一六五	中部横断自動車道	山梨県南アルプス市在家塚一、四一二番地の二先から山梨県南アルプス市在家塚一、四四四番地の三先まで上り線(白根インターチェンジ上り線本線流入Aランプウエイ)	一六五	自動車	三〇	高速	平成一六年三月一日告示第一〇号

に改める。  
別表第四中

一七〇	中部横断自動車道	山梨県南アルプス市十五所二七六番地の三先から山梨県南アルプス市吉田七二〇番地の三先まで中部横断自動車道下り線	二五九	自動車	五〇	高速	平成一六年三月一日告示第一〇号
-----	----------	--	-----	-----	----	----	-----------------

を

八	中部横断自動車道	山梨県中巨摩郡白根町大字在家塚字横堀一、五五六番地先から山梨県北巨摩郡双葉町大字下今井字登ノ越一、九〇八番地先までの両側	五、八 二四	自動車	終日	高速	平成一四年三月二八日告示第一七号
---	----------	--	-----------	-----	----	----	------------------

に改める。  
別表第十に次のように加える。

八	中部横断自動車道	山梨県南アルプス市沢登四四五番地の五先から山梨県北巨摩郡双葉町大字今井字登ノ越一、九〇八番地先までの両側	七、八 七六	自動車	終日	高速	平成一六年三月一日告示第一〇号
---	----------	--	-----------	-----	----	----	-----------------

三八	中部横断自動車道	山梨県南アルプス市沢登四四五番地の五先から山梨県南アルプス市十五所一、一八五番地の四先までの三三三メートル区間中部横断自動車道上り線				高速	平成一六年三月一日告示第一〇号
----	----------	--	--	--	--	----	-----------------

三九	中部横断 自動車道	山梨県南アルプス市十五所一、一八五番地の四先から山梨県南アルプス市沢登四四五番地の五先までの三三三メートル区間中部横断自動車道下り線	高速	平成一六年 三月一日 告示第一〇 号
----	--------------	--	----	-----------------------------

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番